

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

秋田国民年金 事案 709（事案 66 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 50 年 2 月まで

昭和 39 年 11 月の結婚以来、夫が亡くなるまでは、商売及び家計の金銭管理はすべて夫がやっていた。特に公共料金等の支払いについては、几帳面すぎるぐらいであり、生前、夫が自分自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していると話していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることは考えられないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 50 年 8 月 23 日であり、資格取得は 35 年 10 月 1 日に遡及して行われており、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を納付することができないこと、36 年 3 月 2 日に A 市町村で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、37 年 3 月 1 日に資格を喪失したままとなっていること、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本事案について再申立てを行っているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しを再度確認したが、上記二つの手帳記号番号以外に申立人の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、申立人の希望により義姉（納付していたとする夫の姉）から当時の国民年金保険料の納付状況を聴取した結果においても、「弟が自身の分だけ納付し、申立人の保険料を納付していないのはおかしいと思うが、弟が申立

人の国民年金保険料を納付するところを見たわけでもなく、帳簿に申立人の国民年金保険料がいくらか記されたのを見たわけでもない。」とする証言以外には、証言は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険に加入している期間中の昭和 50 年 8 月 23 日に払い出されているところ、当該国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人と同ページに記載された 9 人の者はすべて申立人と同様に遡及した資格取得がされていることが確認できることから、申立人は、行政による職権適用により国民年金に加入したことがうかがえる。

これら再申立内容及び再調査した結果を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことを示す新たな関連資料（家計簿、確定申告書等）及び納付したことをうかがわせる周辺事情など、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月まで

平成元年ごろ、A市町村の職員が自宅に来て、「未納となっている国民年金保険料を来月までなら納付することができるので、納付していただけますか。」と言われたので、私の妻が2回に分けて夫婦二人分の保険料 20 万円ぐらいを市町村役場の職員に自宅で納めた。納付した際に領収書を受け取ったが、紛失してしまった。昭和 60 年以降は、免除申請した期間以外は未納が無いと思っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年ごろ、納付可能な夫婦二人分の国民年金保険料 20 万円ぐらいを、妻が自宅に来た市町村役場職員に納付した。」と主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は、納付したとされる時点において過年度保険料（申立期間のうち、申立人の妻の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までは申請免除承認期間であり、当該期間については追納保険料）となり、制度上、過年度保険料及び追納保険料については市町村では収納しない上、A市町村では、「過年度保険料及び追納保険料の納付勧奨及び収納事務は行っていない。」と回答している。

また、申立人は、「妻が申立期間の国民年金保険料として納付した金額は、夫婦二人分で 20 万円ぐらいであった。」と述べているところ、当該金額は、仮に夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した場合、又は納付したとする時点において時効に至らない納付可能な過年度保険料を納付した場合のいずれの金額とも大幅に相違することが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間以外に国民年金保険料を^{そきゅう}遡及してまとめて納付したことはない。」と述べているところ、オンライン記録によると、申

立人夫婦は、昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料を 2 年 4 月 24 日に過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料は二人分で 22 万 9,200 円であり、申立人の妻が納付したとする保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付したことを、申立期間の保険料を納付したとと誤解している可能性が考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年12月まで

平成元年ごろ、A市町村の職員が自宅に来て、「未納となっている国民年金保険料を来月までなら納付することができるので、納付していただけますか。」と言われたので、私が2回に分けて夫婦二人分の保険料20万円ぐらいを市町村役場の職員に自宅で納めた。納付した際に領収書を受け取ったが、紛失してしまった。昭和60年以降は、免除申請した期間以外は未納が無いと思っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年ごろ、納付可能な夫婦二人分の国民年金保険料20万円ぐらいを自宅に来た市町村役場職員に納付した。」と主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は、納付したとされる時点において過年度保険料（申立期間のうち、申立人の昭和61年4月から62年3月までは申請免除承認期間であり、当該期間については追納保険料）となり、制度上、過年度保険料及び追納保険料については市町村では収納しない上、A市町村では、「過年度保険料及び追納保険料の納付勧奨及び収納事務は行っていない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料として納付した金額は、夫婦二人分で20万円ぐらいであった。」と述べているところ、当該金額は、仮に夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した場合、又は納付したとする時点において時効に至らない納付可能な過年度保険料を納付した場合のいずれの金額とも大幅に相違することが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間以外に国民年金保険料を^{そきゅう}遡及してまとめて納付したことはない。」と述べているところ、オンライン記録によると、申

立人夫婦は、昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料を 2 年 4 月 24 日に過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料は二人分で 22 万 9,200 円であり、申立人が納付したとする保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付したことを、申立期間の保険料を納付したとと誤解している可能性が考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間当時はA市町村の実家で家事手伝いをしており、結婚して家を出るまでの間は、母が私の国民年金保険料を集金人に納付していた。実家はB事業所を経営しており、申立期間の保険料が未納となっているはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、実家の母が納付していたはずである。」と主張しているところ、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「昭和 45 年 3 月 24 日 C 市町村へ転出」と記載されていることが確認でき、このことについて当時のA市町村の国民年金担当職員は、「昭和 45 年 3 月 24 日付けで転出届が提出されたため記載したものと思われる。転出届が提出されると、45 年度以降の国民年金保険料の納付書を発行することはなかった。」と証言していることから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、上記の昭和 45 年 3 月 24 日付けの転出届について、「当時、結婚のために実家のあったA市町村から転居した。自分自身で転出届を提出した記憶は無いので、母が行ったものと思われる。」と述べていることを踏まえると、申立人の母親は、申立人が同市町村から転出したことを認識していたことがうかがえる。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月から同年7月まで
② 昭和30年5月から同年10月まで
③ 昭和31年5月から同年12月まで
④ 昭和32年5月から同年10月まで
⑤ 昭和32年10月から33年4月まで
⑥ 昭和33年5月から同年10月まで
⑦ 昭和34年10月から35年1月4日まで
⑧ 昭和35年5月から同年11月まで
⑨ 昭和36年5月から同年6月18日まで

申立期間①について、私は、A市町村のB事業所で現場作業員として働いた。

申立期間②については、C市町村のD株式会社に社長の紹介で勤務し、現場作業員として働いた。当時の同僚を記憶している。

申立期間③については、E株式会社の下請けをしていたF事業所で、G建設工場の現場作業員として働いた。

申立期間④については、H市町村のI事業所で現場作業員として働いた。

申立期間⑤については、I事業所の所長の兄から紹介されたJ市町村の株式会社Kで働いた。

申立期間⑥については、L市町村のM事業所において、工事現場で働いた。

申立期間⑦については、昭和34年10月から35年4月まで、N事業所の下請けをしていたO市町村のP事業所で働いたが、35年1月4日から同年4月22日までの厚生年金保険の加入記録しかない。

申立期間⑧については、Q市町村のR株式会社S事業所の建設工場の下

請けをしていたT株式会社のU事業所で、土木作業員として仕事をした。当時の同じ事業所の同僚を記憶している。

申立期間⑨については、V市町村のW事業所で河川工事の仕事をした。

申立期間①から⑨までについて、季節労務者として働いていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A市町村にあったB事業所において、季節労務者の現場作業員として働いた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したが、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記も無く、申立人の同事業所における勤務実態等について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C市町村にあったD株式会社において、季節労務者の現場作業員として働いた。」と主張しているところ、同社の当時の労務担当者は、「季節労務者は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶する同僚二人のうち連絡が取れた一人は、「私は社員だったので厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

さらに、D株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、季節労務者をうかがわせる者の記録は見当たらず、申立人の氏名も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E株式会社の下請けだったF事業所において、G建設工事の現場作業員として働いた。」と主張している。

しかしながら、E株式会社X支社では、「G建設工事の下請け会社は、株式会社YとZ事業所の2社だけであり、F事業所は当社の下請けではなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、株式会社Yが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年5月1日であり、Z事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないため、E株式会社の下請けとしてG建設工事に従事していた2社とも、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、株式会社Yの当時の従業員から聴取したが、申立人が勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、申立期間③当時、申立人が勤務していたとするF事業所という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は、オンライン記録から、2社確認できるが、両社ともG建設工事には従事していないとしている上、当時の両社の従業員から聴取したが、申立人が勤務していたとする証言は得られ

なかった。

- 4 申立期間④について、申立人は、「H市町村にあったI事業所において、季節労務者の現場作業員として働いた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したが、I事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記も無く、申立人の同事業所での勤務実態等について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「株式会社Kにおいて季節労務者の作業員として、仕事をした。」と主張している。

しかしながら、申立人は、株式会社Kでの同僚の氏名を記憶していないため、申立期間⑤当時、同社において厚生年金保険の記録がある5人の元社員から聴取したところ、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

また、株式会社Kの当時の労務担当者は、「季節労務者は日雇健康保険と雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、株式会社Kの厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、季節労務者をうかがわせる者の記録は見当たらず、申立人の氏名も無い。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「L市町村にあったM事業所において、季節労務者として工事現場で働いた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したところ、M事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記は無く、申立人の同事業所における勤務実態等について確認することができない。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、「P事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和35年1月4日からとなっているが、34年10月から勤務した。」と主張しているところ、当時の同事業所の従業員3人は、「入社後9か月から1年の未加入期間がある。当時は、入社後すぐには厚生年金保険に入れてもらえなかった。」と証言しており、同事業所では、試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

また、P事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑦当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の者に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間⑦における勤務実態等について確認できない。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、「T株式会社のU事業所において、季

節労務者の土木作業員として働いた。」と主張しているところ、T株式会社の当時の事務担当者は、「U事業所は当社の下請けであり、下請けの事業所で雇用されていた作業員は、当社の厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶するU事業所の所長及び同僚5人は、申立期間⑧当時、厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

さらに、T株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間⑧において健康保険番号に欠番も無い。

9 申立期間⑨について、申立人は、「V市町村にあったW事業所において、季節労務者として河川工事に従事した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したところ、W事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、商業登記は無く、申立人の同事業所における勤務実態等について確認することができない。

10 このほか、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 1 月 27 日まで
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月 21 日まで

A市町村にあった株式会社BのC工場に、昭和43年と44年の11月から翌年3月までの2回出稼ぎに行った。厚生年金保険の加入記録が1年目は2か月しかなく、2年目は全く無い。1年目の年に社員旅行に行った時の写真や、2年目の年に住んでいた寮の前で撮った写真もあり、勤務したことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Bが保管する雇用保険加入者台帳及び同僚の証言から、申立人は、同社C工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bでは、「短期間契約の従業員は厚生年金保険に加入させず、勤務期間を延長した場合には、その時点から厚生年金保険に加入させていたので、申立人も当初、短期間契約であったものと考えられる。」と回答している。

また、株式会社BのC工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届及び同喪失届（控）から確認できる、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、同社が当時加入していた企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金の記録も、資格取得日は昭和44年1月27日、資格喪失日は同年3月21日となっており、当該記録以外は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、株式会社BのC工場において、昭和43年10月から44年4月までの期間に厚生年金保険の加入記録がある106人の中で、連絡が取れて入社時期が確認できた4人は、いずれも入社して1か月から3か月後に厚生

年金保険に加入していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「2年続けて株式会社BのC工場へ出稼ぎに行ったが、2年目の厚生年金保険の記録が全く無い。」と主張している。

しかしながら、株式会社Bが保管する雇用保険加入者台帳に申立期間②に係る申立人の記録は無く、申立人は、「当時、D寮に住んでいた。」と主張しているが、申立期間②において厚生年金保険の加入記録がある109人の中で、連絡が取れた11人は、D寮に住んでいたとする二人を含め全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②についての勤務実態等が確認できない。

また、株式会社Bが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届、同喪失届（控）及び企業年金連合会が保管する同社に係る厚生年金基金の記録では、申立期間②に係る申立人の記録は無いことが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 16 日から同年 4 月 12 日まで
② 昭和 51 年 4 月 12 日から同年 7 月 11 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 19 日から同年 7 月 10 日まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所に、申立期間③についてはC事業所にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所が保管する人事記録から、申立人は、当該期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所では、「申立期間①当時、「日々雇用職員の健康保険法、厚生年金保険法及び失業保険法に基づく手続等について」（昭和 43 年通知）に基づき、日々雇用として任用されるD職であって任用予定期間が2か月未満である者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、同事業所が保管する人事記録から、申立人は、申立期間①において日々雇用として任用され、かつ2か月未満の任用予定期間であったことが確認できる。

また、A事業所が保管する台帳における申立人の厚生年金保険の記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間①において厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、オンライン記録以外に申立人の記録は無く、申立期間①において健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、B事業所が保管する人事記録から、申立人は、当

該期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所では、「昭和51年度にA事業所から派遣されたD職は、申立人を含めて16人だったが、これらD職の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、上記のD職16人は全員が厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、同年度の資格取得者は、3人の事務職員のみであったことが確認できることから、当時、派遣されたD職については厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間③について、C事業所が保管する人事記録から、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所では、「昭和50年4月1日から54年3月31日までにA事業所から派遣されたD職は48人だったが、この中で厚生年金保険に加入しているのは一人（申立人が二度目に勤務した52年10月16日から53年1月8日までの期間）だけであり、当時の資料が無いので厚生年金保険の取扱いについては不明だが、申立期間③当時は、D職は厚生年金保険に加入させていなかったものと思われる。」と回答しているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった43年5月1日から52年10月15日までに被保険者資格を取得した47人は、全員がD職ではないことが確認でき、申立期間当時、同事業所では、D職を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C事業所が保管する社会保険番号台帳及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間③において被保険者資格を取得した者はおらず、前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成2年4月1日から3年11月30日までA事業所に臨時職員として勤務した。申立期間の1か月について厚生年金保険に加入していないことになっているが、当該期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年4月1日から3年11月30日までの期間について、臨時職員としてA事業所に継続して勤務した。」と主張しているところ、A事業所では、「A事業所の臨時的任用職員管理要綱において、臨時職員については1年以上継続して任用することができないと規定されているため、1年間勤務した後に再任用する場合には、1か月の休職期間があった。休職期間中は雇用契約が無いので給与支給は無く、厚生年金保険の被保険者資格は喪失させていた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の加入期間は、平成2年4月1日から3年4月1日までの期間及び3年5月1日から同年12月1日までの期間となっていることが確認でき、上記のA事業所の回答と符合している上、申立人は、同年4月1日に被保険者資格を喪失した後の同年4月2日に健康保険被保険者資格を任意継続していることが確認できる。

さらに、A事業所において臨時職員として勤務し、厚生年金保険の加入記録がある者の中で連絡が取れた二人は、「A事業所の臨時職員は、1年の雇用期間が終了すると1か月の休職期間があり、その期間は働いていなかった。」と証言し、このうちの一人は、「1か月の休職期間中は、国民年金に

加入し保険料を納付していた。」と証言しているところ、この者は、国民年金に加入し保険料も納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。